

2019年9月吉日

お客様各位

株式会社ケンネット
通信機器事業部

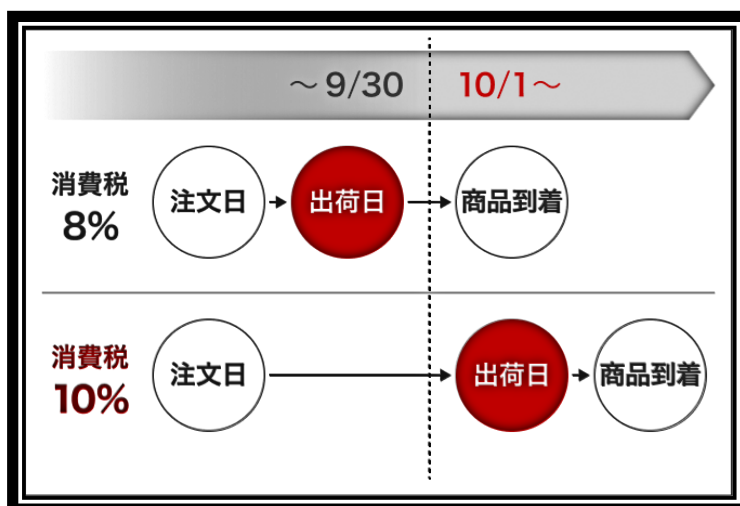
消費税法改正に伴うご請求金額に関するお知らせ

このたび、2016年11月に施行されました法律（平成28年法律第85号及び第86号）に基づき、2019年10月1日から消費税率が8%から10%に引き上げられることとなりました。今回の改正に伴う弊社の消費税率の取り扱いにつきまして、以下ご案内させていただきます。

記

1. 機器・消耗品等の販売について

注文書の受領日および契約締結日に関わらず、2019年10月1日以降に出荷した商品に関しては、消費税率10%でご請求させていただきます。



2. 機器のレンタルについて

貸出期間が2019年9月30日をまたぐ機器のレンタルについては原則として消費税率10%でご請求させていただきます。

以上